

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&A

令和7年9月25日現在

1. なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのですか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのですか。

令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたものです。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

2. 今回の改正により、月額及び日額の限度額はどのようになりますか。

下表のとおりです。

被扶養者の状況	収入限度額（未満）		
①障害年金の支給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者	年額	1,800,000円	A
	月額	150,000円	A ÷ 12月
	日額	5,000円	A ÷ 360日
②19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く。） ※今回新設	年額	1,500,000円	B
	月額	125,000円	B ÷ 12月
	日額	4,167円	B ÷ 360日
①、②以外の者	年額	1,300,000円	C
	月額	108,334円	C ÷ 12月
	日額	3,612円	C ÷ 360日

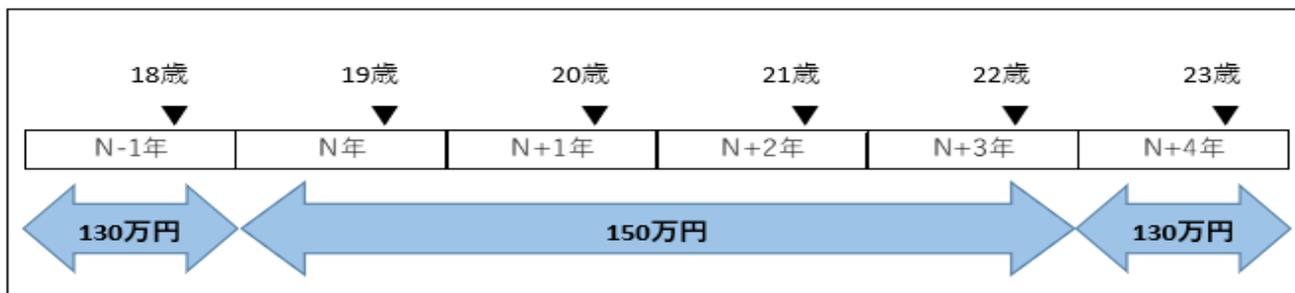
3. 年齢要件（19歳以上23歳未満）についてはいつの時点で判定しますか。

所得税法（昭和40年法律第33号）上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意する必要があります。

（参考）

- ・ N - 1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満です。
- ・ N年～N + 3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満です。
- ・ N + 4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満です。



4. 12月31日現在の年齢が22歳である年（暦年）の翌年においては年間収入130万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなりますか。

お見込みのとおりです。

5. 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は130万円未満ということによいですか。

お見込みのとおりです。

6. 年間収入の額に係る認定要件以外の変更はありますか。

年間収入の額に係る認定要件以外は従来と同様です。

したがって、150万円未満であっても、収入によっては他の認定要件を満たさなくなり取消しとなる場合があるので注意する必要があります。

7. 学生であることは要件ではないですか。

税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めません。あくまでも、年齢によって判断します。

8. 今般の取扱いを受けて19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」について」（令和5年9月29日付け保保発0929第7号厚生労働省保険局保険課長通知）等に基づく事業主証明により認定継続ができるということによいですか。

お見込みのとおりです。

9. 被扶養者が組合員と同一世帯にない場合において、仕送り額を計算する際の基準額に変更はないですか。

お見込みのとおりです。

【令和8年1月給与収入調査及び3月事業収入等調査の取扱いについて】

10. 給与収入等の限度額はどのようになりますか。

今回改正の対象者の給与収入調査等は、施行日前後で認定限度額が異なります。

【給与収入】

(例1) 令和7年11月1日に19歳に到達する被扶養者の限度月額

令和7年12月31日時点で19歳のため、令和7年9月支給月分までは108,334円未満とし、令和7年10月支給月分から125,000円未満として取り扱います。

(例2) 令和7年11月1日に23歳に到達する被扶養者の限度月額

令和7年12月31日時点で23歳のため、令和7年の限度月額は108,334円未満とします。

【事業収入】

(例1) 令和7年11月1日に19歳に到達する被扶養者の限度年額

令和7年分の事業収入の限度年額は1,350,000円未満とします。

(例2) 令和7年11月1日に23歳に到達する被扶養者の限度年額

令和7年分の事業収入の限度年額は1,300,000円未満とします。